

令和4年第8回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月25日(木) 開会 午前9時42分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦 5番 池谷昭二

6番 田嶋正明 7番 増田恒治 8番 法師 励

9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉 11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(1人)

1番 友野秀一

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 5番 池谷昭二 8番 法師 励

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定
について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 豊泉 隆 岩田孝三郎

中村郁夫 清水裕司 宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 石井 英寿

主 幹 河西 多郎

9. その他の出席者

なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員9名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第8回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、1番、友野秀一委員、中村義男推進委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、5番、池谷昭二委員、8番、法師励委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

本議案は担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者受人の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるようお願いいたします。

なお、議事録における土地の表示等は巻末に議案書を添付することで対応いたします。

それでは、1番を議題といたしますが、本案件と2番の議題は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、議案第1号の1番と2番を一括議題といたします。

担当8番、法師励委員、説明を願います。

○農業委員8番(法師 励君)

8番、法師です。議案第1号1番と2番について一括してご説明申し上げます。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

1番。譲受人、〇〇〇。筆数、1筆。面積、788平方メートル。申請理由、受人は農

業経営の効率化を図るべく、渡人と所有農地を一部交換するために申請する。渡人は要望に応える。摘要、自67アール。

2番。譲受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、769平方メートル。申請理由、受人は農業経営の効率化を図るべく、渡人と所有農地を一部交換するために申請する。渡人は要望に応える。摘要、自357アール。

8月23日に、野村推進委員と耕作状況などを確認してきました。

1番の譲受人である〇〇〇さんは、〇〇〇で67アールを耕作するお茶と野菜を栽培する農家です。〇〇〇や〇〇地区の農地を茶畑、野菜畑として耕作しております。また農機具についても、トラクター1台、耕運機1台、茶刈機2台、軽トラック1台など必要なものを一式所有しております。

2番の譲受人である〇〇〇〇さんは、〇〇〇及び〇〇〇で357アールを耕作する農家です。〇〇〇〇の農地は果樹園として作付けしております。また農機具についても、トラクター1台、耕運機1台、乗用モア1台、軽トラック2台など必要なものを一式所有しております。

今回の申請地については、1番の〇〇さんの農地は、現在野菜畑として利用されておりますが許可後も引き続き野菜畑として利用する計画となっております。また2番の〇〇さんの農地は、現在茶木を伐根しており許可後は果樹園として利用する計画となっております。今後の耕作に支障ないものと考えられます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。

ただいま法師委員のご説明のあったとおりで、問題ないかと思います。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の1番及び2番は、農業経営の効率化を図るため、それぞれが所有する農地の一部を交換するための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明申し上げます。

法師委員よりご説明いただきましたとおり、1番及び2番ともに申請地を耕作できる状況にあると判断されます。

1番につきましては、申請地を含めた交換後の耕作面積が67アールで、50アールの下限面積要件にも合致し、申請人の耕作従事日数も150日以上でございます。申請地の耕作状況は、現在、野菜畑となっておりますが、許可後も引き続き野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま

す。2番につきましても、申請地を含めた交換後の耕作面積が357アールで、50アールの下限面積要件にも合致し、申請人の耕作従事日数も150日以上でございます。申請地の耕作状況は、現在、茶木を抜根して肥培管理された状態となっておりますが、許可後は果樹園として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま

す。議案第1号の1番及び2番について、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当2番、平塚尚吾委員、説明を願います。

○農業委員2番（平塚尚吾君）

2番、平塚です。議案第1号の3番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

3番、譲受人、〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、1,496平方メートル。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自121アール。

8月22日に、清水推進委員と一緒に現地の状況を確認してまいりました。

譲受人は、〇〇〇で121アールを耕作するお茶と野菜を作付けしている農家です。〇〇〇地区の農地は茶畑を中心に、〇〇地区や〇〇〇〇〇〇の農地は野菜畑として耕作しております。また農機具につきましても、トラック1台、動噴1台、茶刈機3台、耕運機1台、草刈機等、必要なものは一式所有しております。

今回の申請地は竹が繁茂し管理されていない状態で、近隣居住者の方々へ害虫や防犯上の問題等があり、早く改善した方が良い状況でした。この土地の所有者は、〇〇の方〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇がついており、譲渡人の〇〇〇〇〇〇から今回の農地法第3条許可後に得た売却費用を基に自ら農地状態へ復元する旨の誓約書を事務局に提出しており、原状回復後、野菜畑として利用する計画となっております。今後の耕作に支障ないものと考えられます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

推進委員の清水です。

ただいま平塚委員が申されたとおり、何の問題もないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の3番は、農業経営規模拡大のための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。

平塚委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は136アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致します。

申請地の耕作状況は、現在、竹林となっておりますが、許可後は原状回復後、野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案は担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当4番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員4番(久保田勝君)

4番、久保田です。1番についてご説明申し上げます。読み上げについては一部省略さ

させていただきます。

当事者、〇〇〇〇、外1名。2筆。合計面積、734平方メートル。申請理由、申請人は、申請地周辺の駐車場が不足していることから、近隣住民のための貸駐車場を設置すべく申請する。摘要、駐車場。

理由書を抜粋して読み上げます。

〇〇〇〇・〇〇〇は現在、農業を営んでおり、農地近隣の住民から駐車場を探しているという相談をいただいております。

相談数も増えたため市農業委員会へ相談したところ、市街化調整区域の農地ではあるが、農地種別が第2種農地であり、転用の必要性が説明できれば可能性はゼロではないとのことでした。

今回の申請地について、西側が市街化区域であり市街化が進んだ区域となります。また、地域の方からの別紙駐車場利用者一覧に記載された方への要望に応えられる土地は、申請地以外にありません。転用申請にあたり、周辺農地の耕作に支障をきたすことはありません。

以上のことから、27台を駐車する貸駐車場を目的とした農地転用許可申請をいたします。申請に際し必要最低限の利用とするとともに、被害防除策も徹底し周囲に迷惑がかからない形で施工いたしますので、よろしく申し上げます。と、いうことで、そして周辺農地所有者及び耕作者の同意書も添付されています。

8月21日に堀井推進委員と申請地の状況などを確認してきました。申請地は〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東側200メートルほどのところで、〇〇〇〇〇〇の東側になります。

駐車場は砂利敷き、一部碎石舗装の予定となっています。〇〇〇〇番地は南側が、〇〇〇〇番地は3方向が水路に面しており、農地への影響も少ないと思われ、特に問題はないかと思われま。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

推進委員の堀井です。

ただいま久保田委員の申し上げましたとおりでございます。問題はないかと思われま。

よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第2号の1番につきましては、申請地周辺の駐車場の不足していることから、近隣住民のために貸駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しましては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第4条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査いたしましたところ、造成・整地にかかる経費を全額、〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから資金の調達について、支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響が無いものと判断されれば、許可しえる状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○農業委員6番（田嶋正明君）

この添付された資料の説明をちょっとお願いします。分かんないんで。

まず、水路はどこになるんでしょう。

○事務局

事務局で補足の説明をさせていただきます。水路につきましては、お手元にですね、議案第2号1番、資料というものがあるかと思いますが、そちらの中に駐車場の図面が、上と下に分かれております。この駐車場と駐車場の間に水路が入っている状態になっております。

○農業委員6番（田嶋正明君）

網掛けのものは何ですか。フェンス。

○農業委員4番（久保田 勝君）

擁壁かな。水路が低くなっているのです。

○事務局

今、代理のおっしゃったとおりです。

○議長

他にございませんか。

（なし。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案は各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに、当事者受人の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当4番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員4番（久保田 勝君）

4番、久保田です。1番についてご説明申し上げます。

借受人、〇〇〇〇〇〇〇業、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇。12筆。合計面積、9,893平方メートル。申請理由、受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇業を営んでいる

が、雇用の更なる需要拡大に伴い、新たに障害者支援のための農園施設を設置すべく申請する。摘要、障害者支援施設（農園施設）。

はじめに、事業計画書を一部省略して読み上げます。

当社は障害者雇用を促進するため、主に知的障害者が就労可能な企業向け貸し付け農園を現在、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇に3カ所運営しております。

〇〇〇に関しては現在、〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇の4農園を開設しており、393名の障害者と131名のシルバー管理者が企業様に雇用され、日々働いております。

2021年4月より障害者の法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられ、企業の障害者雇用の更なる需要拡大が見込まれています。また依然として障害者の雇用機会の場が少ないことから、当該地にて農園を新設することになりました。

当園はビニールハウス内にて容器を使用した養液栽培であります。発泡スチロール製の栽培装置を地面に並べ、各種シートを敷き、土の代わりに軽石を敷き詰めます。そこに種や苗を植え、水と養液のみで栽培しております。農薬は使用しておりません。栽培する野菜は葉物からトマト、きゅうり、いちご、ミニ大根など多岐に渡ります。

施設規模は、次のとおりです。

計画を達成するためには、約10,000平方メートルの面積が必要となります。

貸出区画数150区画。貸出予定企業数10から20社。障害者雇用創出数75名。シルバー管理者雇用創出数25名。トレーラーハウス8台、管理棟及び従業員休憩用。ビニールハウス26棟。敷地内は全面砕石（ビニールハウス内）敷き込み。駐車場41台。

次に、土地の選定理由。

- 1、当事業計画地としての環境が適している。
- 2、広大な土地があり、日照条件についても適している。
- 3、当該地は〇〇〇〇〇〇〇〇より約4キロメートルにあり、利便性が良い。

利用期間は15年間となっております。

申請書の方には、敷地内の雨水は水勾配を確保し、確実に排水施設へ流入するよう造成を行います。また、造成により増加する雨水に関しては、敷地内に雨水浸透施設を設け、適切に処理します。ということになっております。

8月21日に堀井推進委員と申請地の状況などを確認してきました。また、一部の貸渡人から話を伺いました。申請地は〇〇〇〇の〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南側になります。

野菜、梅、栗などの畑として管理してあるところです。

配置図の左下の〇〇〇〇番地は駐車場としての利用計画で、雨水埋設管を設置し、流水勾配も耕作地には流れない計画となっております。なお、この北側は水路になっています。ハウス設置場所も雨水埋設管、有孔管の設置と隣接地には水が流れないように計画されています。

中央に水路、途中まで里道が通っていますが、そこは避けての計画となっております。

左下の凹んでいるところは、水路が蛇行して水が流れていたからこのような形になったとのことでした。この場所は昔、田んぼだったところで、北側、南側、東側に水路が通っており、耕作地には接していません。特に問題はないかと思われますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

推進委員の堀井です。

大変、大きな事業ですが、久保田委員の申し上げましたとおりでございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号の1番につきましては、障害者支援のための農園施設の設置に伴う農地転用許可申請です。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画には該当しないということで、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には

該当しません。また、農地の集団性は10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、造成・整地費等の経費を〇〇〇〇により賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断をしております。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可しえる状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○農業委員6番（田嶋正明君）

すいません。説明をちょっとお願いしたいんですけど。まず、養液栽培。

養液栽培、確か無農薬って聞いたような気がしたけど、そうでしたよね。

家の近くでも養液栽培をやっているところがあるんですけど、かなり水は使うんですよね。上の方に浄化槽ってありますけど、これは雨水の処理をするものですか、それとも、その養液の処理にも使うものなんですか。というのが一つね。

それから、家の近くでもね、やっぱり井戸を結構掘っているんですけど、井戸等は、この計画はないでしょうか。

とりあえず以上、2点。

○事務局

田嶋委員の質問について、お答えさせていただきます。

まず、本日の議案の土地利用計画図とですね、排水計画図の方ですね。お手元にご覧いただけますので、そちらの方、お目通しいただければと思います。

○農業委員6番（田嶋正明君）

ごめん。2枚に分かれていたのか。

○事務局

こちら2枚目の方にですね。排水計画図がございまして、ビニールハウスからのものについては基本的に、養液栽培の場合については浄化槽に流す形にはなっておりません。

浄化槽、こちらにあるものはですね。トレーラーハウスの中に、休憩施設のためトイレ等もございまして、手洗いだとか、トイレの、トレーラーハウスにある水回りのものを浄化槽を通して、水路に放流する形になっております。

また、井戸につきましては計画はなく、全て上水道を使う計画と伺っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長

よろしいですか。

○農業委員6番（田嶋正明君）

すいません。資料が2つあるのを確認しませんでした。

○議長

他に何かご質問、ございませんか。

（なし。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。

本件は、3,000平方メートルを超える許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、埼玉県農業会議への意見照会后、県に進達いたします。

続いて、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号ごとに、当事者・相続人の氏名、筆数、合計面積のみを、読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当7番、増田恒治委員、説明を願います。

○農業委員7番（増田恒治君）

7番、増田です。議案第4号の1番について説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、相続人氏名、〇〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、2,773平方メートル。

8月23日に山畑推進委員と一緒に現地確認とご本人から話を伺ってきました。申請地は〇〇〇〇〇〇〇に面する〇〇〇〇〇の奥にあり、北側には住宅が、他は茶畑並びに〇〇〇〇〇となっており、現地は茶畑となっており、適正に管理されておりました。

農機具は、耕運機1台、普通トラック1台、乗用茶刈機1台を所有しております。その他、管理に必要な農機具は揃っており、特に問題はないかと思われそうですが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

豊岡地区推進委員の山畑でございます。

ただいま増田委員が説明したとおり、特に問題はないかと思われしますので、よろしくご審議お願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありました、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについてご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

続いて、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。

本議案では、事務局及び担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ご

とに当事者、借受人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いいたします。

それでは、1番を議題といたします。この議案については、はじめに事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。

読み上げは、一部省略させていただきます。読み上げる部分は、貸付人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類の4点とさせていただきます。

1番、貸付人、〇〇〇〇。1筆。面積、1,065平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

議案第5号の1番は、農地中間管理機構である「埼玉県農林公社」が、農地中間管理事業に基づく利用権の設定を行い、新規就農者のための研修地として農地を借り受けるものでございます。

利用権種類は「使用貸借権」であり、利用権の設定期間は令和4年9月1日から令和5年3月31日までの7カ月間でございます。借賃は使用貸借権ですので、なしとなっております。

本議案の審議要件ですが、一般的な農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定の場合とは異なりまして、農地中間管理事業で利用権を設定する場合は、同法18条第3項第2号のただし書きにより、1点目として、入間市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に適合するか。2点目として、所有権を有する者の同意を得ているかの2点のみとなります。

このことを踏まえまして、本案件は入間市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の条件に合致しておりますし、所有権を有する者の同意についても「農用地利用権設定等申出書」により確認していることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

続いて、担当6番、田嶋正明委員、説明を願います。

○農業委員6番（田嶋正明君）

担当6番、田嶋です。

8月20日土曜日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおり、〇〇〇〇〇〇〇の北側の道路に接した北側に進入路があります。

圃場はトラクターで耕運され、管理された状態でありました。今回の圃場は、3月の農業委員会で許可された〇〇〇〇〇〇〇が借り受けるものです。指導者は、株式会社〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さんなので出向いて話を伺いました。

農機具は、〇〇〇〇〇〇〇〇のものを借りており、販売においても、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が買い取り、〇〇〇〇〇等に出荷しているとのことでした。

3月に研修地として借り受けた場所4カ所とも管理された状態にあります。借入期間は、研修期間の残された期間となっており、その後も継続して借り受けると聞きました。

今後、研修用の普通畑として耕作していくことに問題のないことを報告します。ご審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願ひいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺地区推進委員の中村です。

ただいま田嶋委員の説明のとおり、自分も8月19日に現地を確認し、特に問題ないことを確認しておりましたので、審議のほどをよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

事務局及び担当委員から説明がありましたが、本件は農地中間管理機構である埼玉県農林公社が、農地中間管理権の取得のため利用権の設定を受けるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については3件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については4件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については5件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時27分